

鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の建設工事について、鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱(平成22年告示第52号。以下「資格審査要綱」という。)第4条の規定により本市の入札参加資格が認定された者に対し、「事後審査型条件付き一般競争入札」を実施するため、その事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条

(対象とする契約)

第3条 事後審査型条件付き一般競争入札の対象とする契約は、鹿沼市条件付き一般競争入札実施要領(以下「条件付き一般競争入札実施要領」という。)第3条の規定に基づき、予定価格500万円以上の工事のうち、鹿沼市入札管理委員会に諮り決定したものとする。

(入札公告)

第4条 契約検査課長は、対象工事を事後審査型条件付き一般競争入札に付することが決定された場合は、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 鹿沼市ホームページへの掲載

(2) 掲示板での掲示

2 公告の内容及び様式は、様式第1-1号によるものとする。

3 前項の公告の内容を補完するため、鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項(様式第1-2号)を定め鹿沼市ホームページ、その他適当と認められる媒体を通じ、常時閲覧に供する。

(競争入札参加資格要件)

第5条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 対象工事の業種の経営事項審査結果通知書の総合数値(P)が一定以上の者又は対象工事の業種の格付けが指定のランクであること。

(3) 対象工事に配置を予定している主任(監理)技術者が適正であること。

(4) 定められた地域内に、建設業法に基づく本店があること。

(5) 本工事の対象工種において、過去に同種又は類似の公共工事の施工実績を有する者又は当該実績を有しない場合であっても、同等の施工能力を有すると認められる者であること。

(6) 鹿沼市建設工事請負業者指名停止基準(昭和60年告示第113号)に基づく指名停止期間中でないこと。

(7) その他指定された参加要件を満たす者であること。

(競争入札参加資格の決定)

第6条 前条各号に規定する競争参加資格は、対象工事ごとに、鹿沼市入札管理委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、決定するものとする。

(入札参加手続等)

第7条 入札参加申請は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(様式第2号以下「参加申請書」という。)を公告した期日までに提出するものとする。参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。なお、入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

(入札方法)

第8条 本競争入札の入札方法は、電子入札とする。

(入札経過調書の作成)

第9条 契約担当者は、参加申請書をもとに入札経過調書を作成するものとする。ただし、当分の間、「一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書」をもって入札経過調書とする。

2 入札経過調書には、対象業務に係る参加申請書を提出した全ての業者を記載するものとする。

(開札)

第10条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

2 入札執行者は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第11条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札

候補者に連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件確認申請書（様式第3号）及び入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 確認書類は、前項の提出を指示した日から2日（市の休日を除く。）以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に審査書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（入札参加資格要件の審査）

第12条 入札執行者は、入札公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。なお、この場合において、委員会の審議は省略するものとする。

2 入札参加資格要件の審査は、第10条第2項に規定する確認書類が提出された日から2日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書（様式第4号）により取りまとめるものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定）

第13条 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、当該落札者には速やかに落札通知書を交付するものとする。

2 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して電子入札システムの審査結果通知書（資格の有無：無）により通知するものとする。

3 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

4 市長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められた場合は、書面が提出された日から2日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

（準用規定）

第14条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、財務規則、条件付き一般競争入札実施要領の当該規定の例によるものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。